

足寄町農業委員会
第22回総会会議録

自 令和5年12月26日

至 令和5年12月26日

足寄町農業委員会

令和5年12月26日 第22回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後4時30分

閉会 午後5時03分

1 出席委員

1番 餌取靖徳	3番 遠國和宏	4番 上妻良一
6番 宮口孝治	9番 人見華代	10番 石黒彰
11番 岡元義春	12番 吉村進	

2 欠席委員

2番 吉川友二	5番 菊地隆志	7番 松田博幸
8番 遠藤勇		

3 議事に参与するもの

事務局長 山田弘幸
総務担当主査 留田篤史
総務主査 餌取秀和

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 5	議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	議案第3号 令和6年度農業振興等に関する要望書について

第 2 2 回農業委員会総会

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

開会 午後 4 時 3 0 分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和 5 年度第 2 2 回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、2 番吉川友二委員、5 番菊地隆志委員、7 番松田博幸委員、8 番遠藤勇委員が欠席です。

(会期の決定)

○議長 次に、「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(全員「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日 1 日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 足寄町農業委員会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、9 番人見華代委員、1 0 番石黒彰委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第 1 号)

○議長 「報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1 番を説明します。本件は、父親の死亡

による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和 5 年 5 月 1 4 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は、議案第 2 号 4 番で審議します。

2 番を説明します。本件は、夫の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地は、議案第 2 号 5 番で審議します。

3 番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成 2 3 年 2 月 1 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

4 番を説明します。本件は、父親の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、平成 1 9 年 8 月 1 0 日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、これで、報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番から6番まで、一括で説明します。

1番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年11月30日で、土地の引渡期日も令和5年11月30日です。

なお、解約された農地は、総会終了後の全員協議会で協議します。

2番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年11月30日で、土地の引渡期日も令和5年11月30日です。

なお、解約された農地は、地区担当農業委員と利用調整します。

3番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年11月30日で、土地の引渡期日も令和5年11月30日です。

なお、解約された農地は、地区担当農業

委員と利用調整します。

4番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年11月30日で、土地の引渡期日も令和5年11月30日です。

なお、解約された農地は、地区担当農業委員と利用調整します。

5番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年11月30日で、土地の引渡期日も令和5年11月30日です。

なお、解約された農地は、議案第2号13番で審議します。

6番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和5年11月24日で、土地の引渡期日も令和5年11月24日です。

なお、解約された農地は、相続手続き完了後、すでに利用調整された受け手に賃貸する予定です。

すべての案件において、合意による解約日が引き渡すことになる日の六箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、足寄町長渡辺俊一氏より決定を求められた令和5年度第9号農用地利用集積計画について、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町中矢272番4ほか29筆、計30筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況は畑、農業用施設用地です。

面積につきましては、543,001㎡のうち、畑が498,800㎡、農業用施設用地が27,938㎡です。

次に、利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑等を使用貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者が法人経営をしており、法人に貸し付けするものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ

ど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

2番3番を説明します。

局長。

○事務局長 2番3番は、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

2番を説明します。本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和5年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画（賃貸借）を再設定（継続）する案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

3番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂喜登牛2331番ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、22,137㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、前受け手の離農に伴い、新規就農者の誘致が決まり、令和4年8月29日開催の向陽地区の人・農地プラン協議に基づき、賃貸借を進めている案件です。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判

断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 6番、宮口委員。

○宮口委員 特定貸付とはなんですか。

○事務局長 特定貸付とは、生前贈与農地の貸付のことです。贈与税納税猶予中の生前贈与農地は売買することができず、農用地利用集積計画により、貸し付けることしかできません。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

4番を説明します。

局長。

○事務局長 4番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸26番4ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、125,646㎡のうち、97,008㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

5番を説明します。

局長。

○事務局長 5番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町旭町5丁目87番ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、28,660㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、
円、10アール当たり 円で、
支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である遠國委員と協議し、すでに当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

6番から8番を説明します。

局長。

○事務局長 本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により賃貸借され、令和5年12月20日を持って期間満了となるため、農用地利用集積計画(賃貸借)を再設定(継続)する案件です。

案件の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

9番から11番を説明します。

局長。

○事務局長 9番から11番は、利用権の設定等をする者が同一人であるため、一括で説明します。

9番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別272番1ほか16筆、計17筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、現況は畑です。

面積につきましては、114,623㎡

のうち、105,526㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

10番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別279番10ほか3筆、計4筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、現況は畑です。

面積につきましては、31,760㎡のうち、21,731㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

借賃ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

11番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利

別104番4ほか1筆、計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、23,381㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、円、100アール当たり円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、すでに当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借及び売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

12番を説明します。

局長。

○事務局長 12番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別97番5、計1筆です。

地目につきましては、公簿は山林、現況も畑です。

面積につきましては、4,752㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を売買により所有権の設定を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、円、100アール当たり円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、すでに当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

○議長 4番、上妻委員。

○吉川委員 公募地目が山林ですか、ここは、農地なのですか。

○事務局長 現況地目は畑で、すべて牧草畑として利用されています。

○議長 他に、質疑はありませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

13番を説明します。

局長。

○事務局長 13番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別271番1、計1筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、9,950㎡で

す。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

14番につきましては、餌取靖徳委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後 4時 56分 休憩

午後 4時 57分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

14番を説明します。

局長。

○事務局長 14番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町愛冠19番1ほか4筆、計5筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、宅地、雑種地、現況は畑です。

面積につきましては、4,409.64㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、普通畑を売買により所有権の移転を行おうとするもので、所有権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

売買金額ですが、 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から売買したいとの申し出があり、地域担当農業委員である宮口委員と協議し、すでに当事者間で売買の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この売買は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後 4時 58分 休憩

午後 4時 59分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

15番を説明します。

局長。

○事務局長 15番を説明します。利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町白糸54番3ほか2筆、計3筆です。

地目につきましては、公簿は畑、現況も畑です。

面積につきましては、59,005㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係ですが、牧草畑を賃貸借により利用権の設定を行おうとするもので、利用権の移転時期等につきましては記載のとおりです。

賃貸ですが、1年間 円、10アール当たり 円で、支払方法等につきましては記載のとおりです。

本件は、利用権の設定等をする者から賃貸したいとの申し出があり、地域担当農業委員である菊地委員と協議し、すでに当事者間で賃貸借の合意に至っていることから、地域に公募せず、地域担当農業委員が利用調整し、取り進めたものです。

議案調査書のとおり、受け手として旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、この賃貸借は適法と判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 令和6年度農業振興等に関する要望書について」を議題とします。

それでは、説明します。

局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、令和6年度農業振興等に関する要望書について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第38条(関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出)の規定に基づき、足寄町長渡辺俊一氏に対し、「令和6年度農業振興等に関する要望書」を提出するため、審議を求めるものです。

要望書の内容について、説明します。

国等に対する農業施策等の要請につきましては、1.生産資材価格の高騰対策、2.木造堆肥舎の老朽化に伴う支援、3.農業基盤整備事業予算の確保を要請しています。

町対する農業施策等の要望につきましては、1.農業委員の報酬の引き上げ、2.農業振興地域整備計画(総合的見直し)の早期完了、3.有害鳥獣被害防止対策の強化、4.酪農・畜産・畑作対策の推進、5.農業委員会予算の確保及び事務局体制の強化を要望しています。

なお、詳細につきましては、令和5年11月29日開催の全員協議会で説明済みですので、省略させていただきます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま局長の説明のとおりです。

何か、ご質疑はございませんか。

(全員「質疑なし」の声)

○議長 なければ、新年早々、足寄町長渡辺俊一氏に、令和6年度農業振興等に関する要望書を手渡すとともに、足寄町議会議員に、その旨、通知することとします。

(閉会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年度第22回足寄町農業委員会総会を閉会します。

午後5時3分 閉会

議長

吉村 進

農業委員

人見 華代

農業委員

石黒 彰
